

平成16年・第25016号 薬害イレッサ損害賠償請求事件
原告 近澤昭雄 外1名
被告 国 外1名

被告アストラゼネカの応訴態度についての意見書

2005年(平成17年)7月 日

東京地方裁判所 民事第24部 御 中

原告ら代理人 白川博清 外

本件訴訟の第2回口頭弁論期日において、被告アストラゼネカは、同被告の主張書面の提出について、第2回期日から第5回口頭弁論まで4回に分けて提出する予定である旨を述べている。

しかし、本件訴訟については、大阪地方裁判所において、訴訟内容を同一にする事件が係属中であり(大阪地方裁判所平成16年・第7990号事件、以下「西日本訴訟」という)、本年7月29日が第5回口頭弁論と指定され、被告アストラゼネカは、既に準備書面(3)(本年5月24日付)まで提出済みである。

本件訴訟において、この度、被告アストラゼネカが期限に遅れて提出した7月6日付準備書面(2)は、西日本訴訟における本年3月7日付準備書面(2)と被害者近澤三津子に関する主張を除き、全く同一といっても過言ではないものであった。

被告アストラゼネカの応訴態度は極めて不誠実と言わざるを得ない。原告らは、被告アストラゼネカに対し、訴訟経済及び審理の適正確保の観点から、少なくとも総論主張に関する限り、西日本訴訟において提出した準備書面の内容を直ちに提出することを強く求める。

以下理由を述べる。

第I 審理の充実、計画審理の遂行のためには主張が固まっている部分については即時に準備書面として提出すべきである民事訴訟においては、当事者双方の協力により、審理の充実を図りかつ計画的な訴訟遂行を行うことが必要不可欠である。

すると、当事者が尽くすべき主張のうちで固まっているものがあれば出来るだけ早期に提出することが、訴訟の充実及び計画審理に資することは論を待た

ない。

そして、被告アストラゼネカは、総論主張については、科学的な文責の問題であるから本質的に変更の余地がない。

従って、被告アストラゼネカは、西日本訴訟に提出済みの準備書面に記載した総論部分については、直ちに提出すべきである。

第3 被告アストラゼネカの主張に発展可能性がないことは事実をもって示されている

前回口頭弁論に先立つ期日間協議（本年4月28日）の席上、被告アストラゼネカ代理人は、原告に関する個別の主張のみならず総論主張も、西日本訴訟において提出した準備書面よりも調査によって理論的發展する可能性を指摘していた。

しかしながら、その後2か月以上の調査を経て（西日本訴訟における提出時から4か月）、しかも提出期限に遅れて提出された7月6日付準備書面（2）の内容は、上記のとおり西日本訴訟準備書面（2）と大差ないものであった。

このことから、少なくとも一般論に関する限り、被告アストラゼネカの主張にはもはや発展の余地がないことが明らかである。

第4 被告アストラゼネカの態度は、訴訟経済及び実質的な訴訟進行の尊重に反する

被告アストラゼネカは、本年5月17日付「甲第70号証の取調方法に関する意見書」（以下、「意見書」という。）において、原告らに対し、再三にわたり訴訟経済、実質的な訴訟進行の尊重を説いた。

このような被告アストラゼネカの姿勢からするならば、もはや主張が固まっている以上、総論部分については、当然準備書面として提出してしかるべきである。

しかしながら被告アストラゼネカは、全く原告らの意見に耳を傾けることはなく、結果本日付で提出した準備書面は、予想に反さず西日本訴訟で被告アストラゼネカが提出した準備書面と大差ないものであった。

このような被告アストラゼネカの訴訟追行は、単なる訴訟の引き延ばしに過ぎず、被告アストラゼネカ自身がいうところの訴訟経済及び実質的な訴訟進行の尊重に反するものである。

第5 被告アストラゼネカが総論部分の提出を拒むなら、遅延行為として弁論の全趣旨で斟酌されるべきである

以上の通り，被告アストラゼネカが，西日本訴訟において提出済の書面中，一般論部分を本訴訟において提出することは，必要かつ可能である。

そればかりではなく，被告アストラゼネカの従来 of 訴訟活動をみるかぎりむしろそうしないことは訴訟の引き延ばし，遅延行為とすらいえるのであって，このような不誠実な訴訟追行は弁論の全趣旨で斟酌されるべきである。

以上